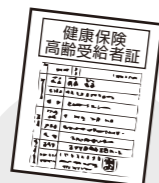
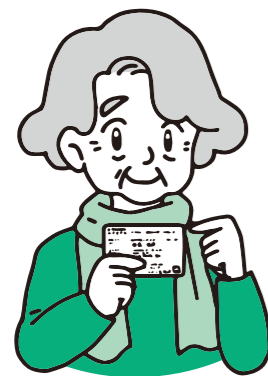


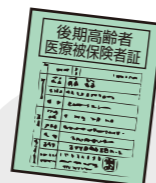
医療機関を受診するときには健康保険証を提示しましょう!

健康保険証は必ず持参しましょう

- 継続して通院している方 ▶ 月に1回の提示
- 70歳から74歳の方 ▶ 国民健康保険の保険証と高齢受給者証の提示
- 75歳以上の方 ▶ 後期高齢者医療被保険者証の提示



70~74歳
高齢受給者証



75歳以上~
後期高齢者
医療被保険者証

転職・退職の場合の手続き

- 退職日までに保険証を返却しなくてはなりません
- 被扶養者(配偶者や子どもなど)の保険証も一緒に返却してください

退職後、新たな就職まで期間があく場合には3つの選択肢があります

- 国民健康保険に加入する
- 任意継続の手続きをする
- 家族の扶養に入る



.....>
転職
<.....



退職

国民健康保険に加入している方が転居する場合には

- 同一市町村の場合 ▶ 役所で転居手続き
- 市町村が変わる場合 ▶ 引越し元で「資格喪失手続き」を行い、引越し先で「加入手続き」を行います



ご要望は何なりとご遠慮なくお寄せください
岩手県医師会
「お元気ですか」次回の掲載は4月29日(水)です。

〒020-8584 盛岡市菜園2丁目8-20 TEL.019-651-1455 FAX.019-654-3589
協賛/岩手県医師信用組合・岩手県予防医学協会・JA岩手県厚生連



こども救急相談電話
受付時間/午後7時~午後11時

☎ 019-605-9000
または ☎ #8000 ※PHSダイヤル回線・IP電話の方は上記の番号をご利用ください。